

西東京市告示第169号

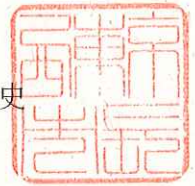
国税徴収法第54条に基づく通知の公示送達について

別紙の送達を受けるべき者に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条に基づく通知について、住所及び居所が共に不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び西東京市市税条例（平成13年西東京市条例第69号）第18条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は、いつでも送達を受けるべき者の請求により交付する。

令和8年10月26日

西東京市長 池澤隆史



別紙

送達を受けるべき者	送達すべき書類
氏名又は名称	
KHUDERKHUU AMARTUVSHIN	国税徴収法第54条に基づく通知
神田 大生	国税徴収法第54条に基づく通知
村上 恋	国税徴収法第54条に基づく通知
菅原 まゆ	国税徴収法第54条に基づく通知
松本 真琴	国税徴収法第54条に基づく通知